

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
1	富山県精神保健福祉家族連合会	P1 P6	2. 第1章 計画策定の主旨 の“1. 計画の主旨”について P2〇県内の障害者数について、身体障害者数は微減であるものの、知的障害者や精神障害者は増加傾向にある、又難病や発達障害など障害が多様化している(案) <要望> 精神障害者は増加傾向とありますが、P7の精神障害者保健福祉手帳のH21～R4年度の推移(13年間)では、2.5倍に急増しています。よって、増加傾向ではなく、急増が適切な表現です。 注)“第4次障害者計画及びその他の計画では、大きく増加しています。”と明記しています。	有	現在の記載では障害者の定義が不明確であるため、前回第4次の記載を踏襲し、次のとおり修正します。 「県内の障害者の総数(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の総数)は横ばい(微減)の状況にあり、各障害別にみると4頁以降に記載のとおりとなっている。」 またP6のとおり、「精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、令和5年3月31日現在、8,710人となっており、平成21年度の3,431人から約2.5倍増加しています。」と追記します。 なお、精神障害者数についての統一的な定義はなく、本計画では入院患者数、通院患者数、手帳所持者数を参考数値としてお示ししています。
2	富山県精神保健福祉家族連合会	P14	P14 第3章 基本的な考え方 <要望> 原案の基本理念は、政策立案者から見た理念であり、かつ社会全般に対する理念であるように思います。又、県民福祉基本計画とほぼ同じ内容です。 障害者計画には、障害者とその家族から見た視点を追加していただきたい。そして、個々の障害者に焦点をあてた取り組みを求めます。よって、基本理念に以下を追加していただきたい。 1 当事者とその家族に対する支援が適切に行われることにより、当事者とその家族が地域において安心して生活が出来るようにする。 2 当事者の意向を十分尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目切れ目なく提供される。 3 県民が共生社会の実現を推進するために、必要な障害に関する正しい知識と正しい理解を深める事が出来るようにする。	有	1～3のご意見についてはそれぞれ次のとおりです。 1 家族支援に対する追記 →「3(3)障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援展開」に「家族や介助者など関係者への支援も重要であることに留意します」と記載しました。(第1回協議会でのご意見を受けて第2回協議会の素案段階で追記) 2 当事者の意向を尊重した医療、福祉の提供 →「3(3)障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援展開」に「福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、総合かつ横断的な切れ目ない支援」と記載されています。 3 共生社会の実現推進に必要な障害に対する正しい知識と正しい理解 →「P12、2(1)障害及び障害のある人に対する理解の一層の促進」に記載されています。
3	富山県精神保健福祉家族連合会	P14	第3章 基本的な考え方(P14) 3(3)障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開します。 <要望> 精神障害者、知的障害者及び認知症の方等には、当事者とその家族に対する支援が重要です。よって以下に変更していただきたい。 ・障害者とその家族に対し、社会の対等な構成員として安心・安全で自立した生活が出来るようにする。又、障害者の個性と能力を十分発揮できるようにする。	有	ご意見を踏まえ、地域共生型社会についてより具体的に記載するため「(1)障害者本人の自己決定を尊重します」について次のとおり追記します。 ・すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、その能力を發揮しながら、相互に人格と個性を尊重し合い、地域の中で共に安心して暮らすことのできる「共生社会」を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重します。
4	富山県精神保健福祉家族連合会	P14	P14 第3章 基本的な考え方 3(4)障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施します。 <要望> 当事者とその家族の意向及び視点に立った支援が必要です。よって、以下に変更していただきたい。 ・障害者とその家族の意向を十分尊重した、適切な施策を推進し、地域において安心して日常生活が出来るようにする。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。
5	手をつなぐ育成会	P19 P20	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P20「2(2)権利擁護の推進及び虐待の防止」に、2項目追加 1 養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。 2 障害者が成年後見制度を活用して、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身上保護を重視した支援、及び被後見人主体の支援方を充実します。	有	1・2ともに、ご意見のとおり追記します。
6	富山県知的障害者福祉協会	P19 P20	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P19「2(2)権利擁護の推進及び虐待の防止」 ・【新】強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施など、支援体制の整備を進めます。 →強度行動障害のある障害者の権利を擁護し、虐待を防止するためには、支援のスキルの向上とともに住まいの場や生活の場を適切に整備することが必須であるので、ソフトだけではなく、ハードの整備についても盛り込んでいただきたい。(適切なハード整備を行えば、行動障害も改善されるし、地域でも生活できる。)	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 P44「施設入所者の生活の質(QOL)の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイ等の整備に必要な支援をしてきます。【障害福祉課(自立)】」をP20に再掲しました。
7	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P21	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P21「3コミュニケーション支援体制の確立」 情報バリアフリーとしての施策推進に加えて、初めから全ての障害者の特性、コミュニケーション手段に対応する情報ユニバーサルデザインの考え方も必要ではないか。このことは、4 住みよい生活環境の充実(4)ユニバーサルデザインの普及においても、情報面でのユニバーサルデザインの普及について入れていただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 3(1)見出し 「情報バリアフリー化の推進」 →「情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」 3(1)3番目の施策 「必要な情報が…オープンデータ化の推進に努めます」 →「必要な情報が…オープンデータ化と情報のユニバーサルデザインの推進に努めます」
8	手をつなぐ育成会	P21	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P21「3(2)①行政情報の提供」に、1項目追加 ・知的障害のある人をはじめ情報理解に難しさを抱える人たちに、必要な情報を提供するため、ふりがなをはじめわかりやすい表現の工夫やわかりやすい情報提供など、合理的配慮に努めます。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 【新】知的障害のある人をはじめ情報理解に難しさを抱える人たちが必要な情報を得られるよう、わかりやすい情報提供に努めます。【広報・プランディング推進室】 なお、第4次富山県障害者計画は、ふりがな表記の概要版を作成しており、今回も同様に作成予定

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
9	富山県手話通訳問題研究会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3(3)①多様な意思疎通支援の充実」 各市町村における手話奉仕員の養成や手話通訳者の設置に向けて、講習会の修了者の数を増やしていく必要がある。各当事者団体や県が関わり、事例発表や優良事例の共有などを通じて、各市町村に広げていけるような取り組みが必要。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ・また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整や事例共有等を行い、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。
10	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3(3)②手話の普及等の推進」 「聴覚障害者である乳児または幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。」 →「聴覚障害者である乳児または幼児」という記述は間違いではないか。「聴覚障害がある乳児または幼児」とするべきではないか。 また、社会全体が手話について理解が進んでいるのに対して、本来必要であるはずの難聴児および保護者の手話アレルギーは顕著である。この状況に対し、関係部署は真剣に取り組む必要がある。人工内耳が普及しつつあるとはいえ、県内の難聴児が聴覚支援学校を忌避して手話を拒む傾向が強いのは、医療・療育機関での障害観の形成が著しく偏っている背景があるのではないか。	有	・ご意見を踏まえ「 <u>聴覚障害のある乳児又は幼児</u> 」と追記します。 ・市町村教育委員会が開催する就学相談会等において、聴覚障害のある幼児や保護者から申し込みがあった際は、聴覚総合支援学校から教員を派遣しております。 ・保護者が子供の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を選ぶことができるように、情報提供を行ってまいります。
11	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P25	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P25「3(2)②人にやさしい施設、公園等の整備」 公共施設及び行政機関等に文字表示機器またはデジタルサイネージを設置し、常時文字で表示することで音声情報を目に見える方法で提供していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 県立美術館、博物館等において、 <u>タブレット端末や音声ガイド等の活用により、高齢者・障害のある人等を含む多様な来館者へ配慮した施設の整備に努めます。【文化振興課】</u> なお、県営体育施設では、聴覚障害者の方も利用しやすいよう、県総合体育センター、県高岡総合プールにおいてデジタルサイネージを設置し行事予定等の案内を掲示するなどの取り組みを行っている。
12	手をつなぐ育成会	P27	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P27「5(2)防災対策の推進」のうち下から2つめの施策 「マニュアルの整備」⇒「マニュアルの整備と地域住民への周知」に修正	有	ご意見のとおり追記します。
13	富山県知的障害者福祉協会	P31	II質の高い保健・医療体制の充実 P31「1(2)①障害のある人に対する医療」 障害者が原因のわからない病気や高度な医療が必要となった場合に、受け入れ病院が見つからないケースがあるため、金銭面での支援だけではなく、受け入れ病院の確保に関する施策を盛り込んでいただきたい。 また、強度行動障害など重度の障害者も気兼ねなく医療機関を受診できる病院への啓発等を進めていただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 【新】かかりつけ医を中心とした地域の医療連携を一層推進し、 <u>障害の有無によって分け隔てなく、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制を構築します。【医務課】</u> 【新】特殊な診断や治療を必要とする高度・先進的な医療については、医療資源の集積を考慮し医療圏を越えた広域連携体制を推進し、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関と高度専門医療機関（県立中央病院や特定機能病院である富山大学附属病院など）との連携の強化に努めます。【医務課】
14	富山県知的障害者福祉協会	P37	III個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P37「1(2)①身近な相談支援の充実」 →多様なニーズに対応するための多職種が連携した重層的な相談支援体制の構築について記述していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 【新】「断らない相談支援」のほか、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の実施に向け、実施主体である市町村職員等に向けた研修会の開催や情報提供の充実に努めます。【厚生企画課】
15	手をつなぐ育成会	P39	III個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P39「2地域生活を支援する障害福祉サービスの充実」 P12「2障害のある人を取り巻く現状と課題」に、障害のある人の高齢化や重度化・重複化、並びに障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題が指摘されているが、P39本文に、上記課題を再掲していただきたい。	有	ご意見のとおり追記します。
16	手をつなぐ育成会	P39	III個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P39「2地域生活を支援する障害福祉サービスの充実」 P12「第2章 2障害のある人を取り巻く現状と課題」に、障害のある人の高齢化や重度化・重複化、並びに障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題が指摘されているが、P39以降の「地域生活を支援する障害福祉サービスの充実」において、これに対する施策が見えてこない。	有	No.19.21.22.23.29などで次のとおり追記 No19 P39の一番下の施策「地域生活支援拠点の体制整備」を追記 No21 P40「②在宅サービスの充実」に次の3つの施策を追記 1 親亡き後の地域の受け皿となる障害福祉サービスの充実 2 高齢者支援のヘルパーやケアマネとの連携 3 障害者支援施設との連携 No22 P40「③住宅の確保」に「グループホームの体験機会やショートステイの確保」の施策を追記 No23 P40「③住宅の確保」に「経度をはじめ、重中度の障害のある人のグループホームの整備支援」の施策を追記 No29 P44「3(1)施設整備の基本的な考え方」に入所者に係る施設の重度化、高齢化への対応、ショートステイの整備を追記
17	富山県知的障害者福祉協会	P39	III個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P39「2地域生活を支援する障害福祉サービスの充実」の本文 →高齢になり身体能力が低下しても、強度行動障害があっても、保護者がいなくても、地域生活をしたいと意思決定した障害者が地域での生活が可能になるように、住まいの場と日中活動の場をどう整備するのか、また、地域で生活するために必要なサービスをどのように確保し、どのように提供するかを、しっかり検討し、具体的に記述していただきたい。	有	
18	手をつなぐ育成会	P39	III個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P39「2(1)①「共生型」地域生活支援の充実」 P45の一番下の項目「共生型サービスの推進」も再掲していただきたい。	有	ご意見のとおり追記します。(P45の共生型サービスの推進の施策の再掲)
19	手をつなぐ育成会	P39	III個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P39「2(1)①「共生型」地域生活支援の充実」 P44「地域生活支援拠点」を再掲するなど、 <u>地域生活支援拠点を明記していただきたい。</u>	有	ご意見のとおり追記します。(P44の地域生活支援拠点に係る施策の再掲)

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
20	富山県知的障害者福祉協会	P40	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P40「2(1)②在宅サービスの充実」 ・障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。 →軽度の障害者に対する記述であり、「高齢になっても、強度行動障害があっても、地域で生活できるよう、在宅サービスの提供体制や日中活動の場の整備を進めます。」という記述を追加していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ・障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、また、 <u>高齢になっても、強度行動障害があっても、地域で生活できるよう、在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。</u>
21	手をつなぐ育成会	P40	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P40「2(1)②在宅サービスの充実」に次の3項目追記 1 障害のある人の高齢化・重度化や親の高齢化が進む中で、親亡き後に備えて安心して生活ができるよう、地域において受け皿となる障害福祉サービスを充実します。 2 老障家庭など困難な課題を抱える家庭に対して、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野との連携に努め、包括的な支援に努めます。 3 p45の下から2項目目「障害者支援施設との連携」を再掲していただきたい。	有	1と3については、ご意見のとおり追記します。 2については下線部を修正し追記します。 ・老障家庭など困難な課題を抱える家庭に対して、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野との連携を推進し、包括的な支援に努めます。
22	手をつなぐ育成会	P40 P41	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P40「2(1)③住居の確保」に次の項目追記 ・障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立に向けてグループホームの体験の機会やショートステイを確保します。	有	ご意見のとおり追記します。
23	手をつなぐ育成会	P40 P41	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P40「2(1)③住居の確保」 ・軽度の障害のある人をはじめ、中重度の障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場であるグループホームの整備を支援します。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ・ <u>軽度の障害のある人をはじめ、中重度の障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場であるグループホームの整備を支援します。【障害福祉課(自立)】</u>
24	富山県知的障害者福祉協会	P40 P41	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P40「2(1)③住居の確保」 ・障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備を支援します。 →強度行動障害者や重度の障害者でも生活が可能である障害の特性に配慮したグループホームの整備に関する記述を追加していただきたい。		
25	肢体不自由児協会 肢体不自由児者父母の会連合会	P40 P41	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P40「2(1)③住居の確保」 障害を持つ子の親の願いは、唯一つ 親無き後の子の 終の棲家です。親の高齢化に伴い 益々切実なものとなってきました。近年、障害のある子と高齢の親と一緒に入れる施設も出ています。こんな施設がもっと増えればいいと思っています。	有	No.22,23,29で次のとおり回答 No22 P40「③住宅の確保」に「グループホームの体験機会やショートステイの確保」の施策を追記 No23 P40「③住宅の確保」に「経度をはじめ、中重度の障害のある人のグループホームの整備支援」の施策を追記 No29 P44「3(1)施設整備の基本的な考え方」に入所者に係る施設の重度化、高齢化への対応、ショートステイの整備を追記
26	手をつなぐ育成会	P41	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)④障害のある人の家族への支援」に次の項目追記(P19追記の再掲) ・養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。	有	ご意見のとおり追記します。
27	富山県知的障害者福祉協会	P41	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)④障害のある人の家族への支援」 ・障害のある子どもの保護者の高齢化を踏まえた社会的支援を促進します。 →社会的支援の内容がわからないため、具体的に記述していただきたい。	有	No.19,21,22,23,29などで次のとおり追記 No19 P39の一番下の施策「地域生活支援拠点の体制整備」を追記 No21 P40「②在宅サービスの充実」に次の3つの施策を追記 1 親亡き後の地域の受け皿となる障害福祉サービスの充実 2 高齢者支援のヘルパーやケアマネとの連携 3 障害者支援施設との連携 No22 P40「③住宅の確保」に「グループホームの体験機会やショートステイの確保」の施策を追記 No23 P40「③住宅の確保」に「経度をはじめ、中重度の障害のある人のグループホームの整備支援」の施策を追記 No29 P44「3(1)施設整備の基本的な考え方」に入所者に係る施設の重度化、高齢化への対応、ショートステイの整備を追記
28	富山県精神保健福祉協会	P42 P43	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P42「2(2)①発達障害」 大人の発達障害を含めて、発達障害の知識の啓発と人材育成についてどこかに具体的に触れていただけないか。 (障害者計画の構成で障害者の概念のところで精神障害(発達障害を含む)と書かれているが、医療、福祉、産業分野では、大人の発達障害で悩まされることが多く、今後問題になることが予想される。発達障害に関連する人材育成に力を入れる事に触れてもよいのではなかろうか。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 【新】子どものこころの診療を専門とする小児科医・児童精神科医の育成に努めます。【医務課】 【新】地域かかりつけ医による診療やプライマリケアの知識、療育への適切な移行支援などへの対応力を高める研修会や、医療・保健・福祉・教育等支援に係る多職種連携を推進する研修会を開催するなど、人材育成や連携体制の構築に努めます。【障害福祉課(地域生活)】

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
29	手をつなぐ育成会	P44	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P44「3(1)施設整備の基本的な考え方」 ・1項目目「施設の小規模化・個室化を推進する」 ⇒「施設の重度化・高齢化対応、個室化などを推進する」 ・同項目「グループホームの整備」⇒「グループホームやショートステイの整備」	有	ご意見のとおり修正します。
30	富山県知的障害者福祉協会	P44	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P44「3障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用」 国の検討状況なども踏まえ、障害のある人の高齢化や重度化・重複化に応じた施設機能の在り方を引き続き検討します。 →具体的にどのように検討するのかの記述がないので、記述していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ・施設入所者の高齢化や障害の重度化・重複化に対し、 <u>地域移行の体制整備の方策も検討しながら、本県の状況にふさわしい施設機能の在り方等について引き続き検討します。</u> 【障害福祉課(自立)】
31	手をつなぐ育成会	P44	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P44「3(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」 ・4項目目「地域生活支援」⇒「地域生活支援拠点」に修正	有	ご意見のとおり修正します。
32	富山県知的障害者福祉協会	P44	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P44「3障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用」 →地域の多様なニーズ(重度/高齢/強度行動障害等)に対しても、ワンストップでの緊急受入れが可能な多機能型地域生活支援拠点等の整備について検討していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、「3(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」に以下のとおり追記します。 【新】地域生活支援拠点等については、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築による機能の充実を進め、また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズを把握や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。【障害福祉課(自立)】
33	手をつなぐ育成会	P47	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P47「4(2)①障害福祉人材の養成確保」に次の項目追記 ・老障家庭や認知症など困難な問題を包括的に受け止めるよう、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携や双方のスキルアップ、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野にわたる知識・スキルなどを共有し資質向上に努めます。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり一部修正し、追記します。 ・老障家庭や認知症など複合的な課題に対応できるよう、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携や双方のスキルアップ、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野における人材の知識・スキルの向上、資質向上を図ります。
34	富山県知的障害者福祉協会	P47	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P47「4(2)②施設等従事者の研修」に次の2項目追記 →次の2項目を追加いただきたい。 1 地域移行に係るソーシャルワークを円滑に行うための研修の実施 2 ソーシャルワークの専門性を身に付けるための「こども家庭ソーシャルワーカー」(仮称)の資格取得の推進	有	1について、ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ・相談支援業務に従事する者の資質の向上と新規従事者の養成を図り、 <u>障害者等の意向に基づく地域生活を実現するための技術の習得を目指し、相談支援従事者研修を実施します。</u> 【障害福祉課(自立)】 2について、こども家庭ソーシャルワーカー資格取得促進については、国において予算措置等の検討が行われており、国の動向を踏まえ、施策の推進に努めてまいります。
35	富山県看護協会	P49	Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P49「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 疾患や障害のある児を育てている親は、個別性の高い支援を望む一方で、行政等が行う子育て支援を「普通に、自然に受ける」ことを願っています。疾患や障害を理由に多くのことを諦めることのないよう、 <u>しっかりした啓発を行っていただきたい</u> と思います。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 【新】共生社会の理念や子供の教育を受ける権利、共生社会の実現に向けた特別支援教育や連続性のある多様な学びの場の理解に関する資料の作成やフォーラムの開催等により、広く社会全体への理解啓発を推進します。【県立学校課】
36	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P49	Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P49「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 ・通常の学級から特別支援学校までを、連続性のある「多様な学びの場」を提供し…とあるが、それを有効に機能させる体制を整える必要がある。例えば、特別支援学校と特別支援学級の協力・連携関係を十分に作る。研修や情報交換を通して相互の専門性を高め教育力を向上させていくことも記載を。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ・特別な教育的ニーズのある子どもに、適切な指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を提供し、研修や情報交換を通してそれぞれの充実を図ります。【県立学校課】
37	富山県看護協会	P50	Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P49「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 医療的ケア児に関する施策が記載されていますが、医療的ケア児は「障害のある子ども」という整理なのでしょうか。 医療的ケア児の中には、障害のある児としての支援が必要な場合もあるでしょうが、すべての医療的ケア児が「障害のある子ども」という見出しの中に包括記載されることに違和感があります。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護職員を配置して医療的ケアを実施します。【県立学校課】
38	富山県看護協会	P50	Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P49「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 医療的ケア児が保育園や学校へ安心して通うことができるよう、医療的ケアに対応可能な看護職員の確保・定着に向け、採用後の研修支援や処遇改善等に努めていただきたいと思います。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 【新】安全に安心して医療的ケアが実施できるよう、特別支援学校の看護職員や養護教諭等を対象とした医療的ケアの研修会を実施したり、専門的な知識を有する医療的ケア指導医及び指導看護師を医療的ケア指導チームスタッフとして特別支援学校に派遣したりするなど、医療的ケア実施体制の充実を図ります。【県立学校課】

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
39	社会福祉法人 富山県聴覚障害者協会	P52	IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P52「1(3)①就学前からの支援体制の充実」 【新】聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を検討するとともに、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を推進します。 →これまで、早く協議を始めて欲しいと要望しているが、「整備を検討する」に留まる記載になっており、消極的な姿勢である。また「新生児聴覚検査から療育に繋げる」としているが、療育からさらに、学童期、思春期、高等教育、就労等、切れ目のない支援のための医療、療育、教育、福祉、行政の多職種連携体制を構築することが必要である。厚労省の基本方針にある「地域における協議会」等の体制を(障害当事者・団体を構成員に入れて)早急に整備していくことを明記していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次の通り修正します。 【新】聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を進めるとともに、 <u>新生児聴覚検査から、治療、療育、教育、就労に至るまで、ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連携体制の構築</u> に向けた取組を推進します。
40	社会福祉法人 富山県聴覚障害者協会	P53	IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P53「2(1)②雇用の促進」 ～障害の内容や程度に応じた合理的配慮の適切な提供～ →障害の内容や程度について、提供する側で判断するのは困難と思われる。「雇用する当事者の申し出に応じて」の語句が適切である。	有	ご意見を踏まえ、次の通り追記します。 ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守し、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人がその能力を十分発揮できる場の創出や、国から示される指針等に基づき、 <u>障害のある人からの申し出</u> に応じた合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。【人事課、教職員課、県警本部(警務課)】
41	手をつなぐ育成会	P53	IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P53「2(1)②雇用の推進」 支障を改善するための措置(相談体制の整備及び合理的配慮の提供義務) ⇒ 環境を改善するための措置(同)	有	ご意見のとおり追記します。

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
1	富山県精神保健福祉家族連合会	P14	<p>第3章 基本的な考え方 2 障害者の概念について(P14)</p> <p><身体障害と精神障害の違いについて> 身体障害者は、日常又は社会生活で制限を受けも健常者と対等に社会生活を送ることは可能です。 例えば米国大統領 ルーズベルトは、身体障害1級でした。しかし、精神障害者は、3級であっても健常者と対等に社会生活を送ることは困難です。人間は、社会的動物であるため、精神の障害は社会生活を送るうえで決定的なハンディキャップとなります。 よって、精神障害者に対して、社会は精神的ハンディキャップに十分な配慮が必要です。</p>	無	P14「(4)障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施する」ことを記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。
2	富山県精神保健福祉家族連合会	P14	<p>第3章 基本的な考え方 3 基本的視点について(P14) (1)障害者本人の自己決定を尊重します。</p> <p><要望> 精神障害者、知的障害者等では、自己決定が困難な人も多くいます。 よって、以下に変更していただきたい。 →障害者本人の自己決定を尊重し、意思決定を支援します。</p>	無	意思決定支援については、P14「3基本的視点」のうち「(2)障害者等の自立を支援し、社会参加を促進します」のなかに「意思決定の支援に配慮します」と記載されており、自己決定の尊重と並んで意思決定支援についても重視します。
3	NPO法人自立生活支援センター富山	P14	<p>第3章 基本的な考え方 3 基本的視点について(P14)</p> <p><障害者の捉え方・考え方> 障害があることだけが共通で一人一人生き立ちや個性、価値観、こだわり、考えも違う個々の人格を持った人たちという捉え方が必要</p>	無	障害のある人の捉え方については、「3基本的視点」のうち「(4)障害の特定に応じたきめ細やかな支援を実施します」と記載しており、個々の障害の状況や実情に応じたきめ細やかな支援がなされるように努めます。
4	とやま発達障がい親の会	P15	<p>第3章 基本的な考え方 3 基本的視点について(P14) (3)障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開します。</p> <p>・ヤングケアラーの子どもたちは、周りの家庭との違いを感じながら生活しており周囲には隠してしまうため、孤立しがちです。ヤングケアラーの支援をすすめる際、介護の負担の軽減と同時に同じヤングケアラー同士がつながりを持てるようにしていただけたらと思います。何より、当事者の声をもとに進めていただきたいと思います。</p>	無	ご意見を踏まえ、施策の推進に努めてまいります。 なお、ヤングケアラー支援については、P41「Ⅲ2④障害のある人の家族への支援」でネットワーク構築や支援ガイドライン作成などの施策が記載されています。
5	富山県精神保健福祉家族連合会	P15	<p>第3章 基本的な考え方 3施策の体系(P15) IV 2. 雇用・就労の推進</p> <p><要望> 精神障害者の職場定着率は、極めて低い現状があります。 就労後、1年後の職場定着率は約50%です。 よって、受け入れ側で、サポートする支援体制がとても重要です。 施策と指標に下記を加える。 1 受け入れ側の企業で、サポートする人材の教育 2 サポート支援体制のある企業数</p>	無	企業側の障害のある人へのサポートについては、民間コーディネーターの企業への派遣による個別支援や障害者雇用セミナーの実施等により、引き続き育成を支援してまいります。 1 サポートする支援体制については、施策のP53「(1)障害者雇用の促進、就労支援」に含まれる内容です。 2 サポート支援体制のある企業数を把握することが困難です。
6	富山県精神保健福祉家族連合会	P15	<p>第3章 基本的な考え方 3施策の体系(P15) IV 2. 雇用・就労の推進</p> <p>精神障害者の一般就労(30H/週以上)は、難しいのが現状です。 短時間雇用制度(30H未満/週)の導入を希望します。 導入を推進している東京大学先端科学研究センター、川崎市、神戸市等との連携を希望します。 指標として以下を希望。 1 短時間雇用制度導入の市町村数 2 制度導入の企業数 3 制度利用者数 まずは、富山県においてモデルケースとして導入していただきたい。</p>	無	<p><富山県庁における短時間雇用制度に係る人事課の対応> ・障害者会計年度任用職員の勤務時間については、本人の希望を最大限尊重しているところである。今後も本人が望む場合は、短時間(20時間未満/週)での勤務形態で採用するなど、柔軟な対応を検討してまいります。</p> <p><「民間企業」に対する短時間雇用制度に係る労働政策課の対応> 県においては、短時間勤務など障害者の特性に応じた働き方などを理解してもらうため、 1 民間のコーディネーターによる企業の労務担当者への個別支援 2 障害者就業・生活支援センターによる就業支援や短期の職場実習の促進 3 新卒特別支援統括コーディネーターによる大学生等を対象としたインターンシップや職場実習の実施 などに取り組んでいるところである。</p> <p>今後とも、富山労働局(ハローワーク)、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなどの関係機関と緊密に連携して、障害者が働きやすい職場環境やマッチング支援に取り組んでまいります。</p>
7	NPO法人自立生活支援センター富山	P16	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P16「1(1)啓発・広報活動の推進」</p> <p>障害者のためのイベント等にも計画段階から障害当事者を入れてほしい</p>	無	障害者のためのイベントを実施する際には、計画段階から障害当事者の方のご意見を取り入れられるよう努めます。
8	富山県精神保健福祉家族連合会	P17	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P17「1(2)①学校における福祉教育の推進」</p> <p><要望> 高校での精神障害に関する教育は、令和3年より始まりました。 精神障害の発症のピークは年齢では、中学校にあります。 よって、精神障害に関する教育を、中学校より導入していただきたくお願い致します。</p>	無	心の健康に関する内容については、「体育や保健体育などの教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて、心の健康に関する内容の指導の充実を図ります。」と規定し、小・中・高の保健の学習等で、それぞれの発達段階に応じた指導を行っております。
9	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P21 P22	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P22「3②選挙に対する配慮」</p> <p>政見放送への手話通訳・字幕の付与について、現状では、付与するかどうか政党及び候補者の任意とされているため、付与されていない政見放送が多く見られる。できるだけ手話通訳・字幕を付与するよう働きかけることについても記載を。</p>	無	22ページに「政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。」と記載してあります。ご意見を踏まえて今後とも働きかけを行ってまいります。

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
10	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P22	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P22「3④読書バリアフリーの推進」 視覚障害者等の読書バリアフリーに関する施策において、DVD等の映像教材に字幕・手話が付いておらず聴覚障害者が利用しづらいことについても改善を図って欲しい。	無	・県立図書館は主として活字本の収集を中心に行っており、映像教材の制作・収集・貸出し等を行っているところについては富山県映像センターがあります。 ・富山県映像センターが制作している郷土学習教材について、平成18年度以降制作のものは字幕表示の選択ができます。また、市販の映像教材について、人権に関する教材については一部、字幕切替表示対応のものを所蔵しています。しかし、現時点で貸し出しの際に字幕表示の有無を条件に教材を検索することはできず、映像センター職員に相談いただくことで対応しております。 ・また、とやま学遊ネットの「ビデオ・映画教材検索」の「教科(中学校・高校・その他の学校)」の категорияでは、所蔵の一部ですが、字幕・副音声作品の検索ができます。 ・素案のP22「③情報提供サービスの充実」の「点字図書・朗読図書及び字幕(手話)入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します」に基づき、環境整備に努めてまいります。
11	第2回協議会	P22 P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P22「3①多様な意思疎通支援の充実」 病院で緊急搬送された場合、筆談ができない状況であっても手話がいつでも対応できる状況にあると安心できる。	無	・今年度、遠隔手話サービスの対象範囲を拡大し、ご自身のスマートフォンやタブレット等において、いつでもどこでも利用できるように体制を整えております。県としても、利用推進に向けて周知・広報に努めてまいります。 「・県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に遠隔手話通訳を行う、「富山県遠隔手話通訳サービス」を実施します。
12	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3②手話の普及等の推進」 手話通訳、要約筆記、そして盲ろう者向け通訳介助員、こういった意思疎通支援者の養成を行い、整備、派遣を行うこと。また、手話を普及させ、手話のできる人を増やす。これについて、手話に関する抵抗がなく、聞こえない人と手話を通して誰、誰でも話しやすくなるそういった社会になる。その通訳ができる者を養成するものと、手話を広めるという二つ、それぞれを行う。文章を分けて載せていただければ良いと思います。	無	意思疎通支援者の養成は県で行い、派遣については、県・市町村と役割分担のうえで実施します。 また、手話通訳者の養成、手話の普及それぞれに分けて、記載しています。
13	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3(3)②手話の普及等の推進」 「情報提供サービスの充実」と「手話の普及等の整備」における「手話の使用に関して合理的配慮を行う事業者に対して、情報の提供助言、その他必要な支援を行います。」 ・テレビ放送及びケーブルテレビ放送の手話通訳・字幕付与を高めていくことも記載して欲しい。 ・テレビ放送では、特にローカルニュースに付与して欲しい。災害等が発生したとき、ローカルニュースに手話通訳・字幕が付与されることは安心・安全な暮らしに直結します。 ・ケーブルテレビでは、特に地区特派員リポートなどで、住んでいる地域の出来事や情報など、またとやまピックスでは、県政に関する出来事や取り組みを伝える情報番組であり、手話通訳・字幕を付けて欲しい。	無	放送各社は、地震発生時や警報発表時などにおいて画面に字幕スーパーを挿入するほか、ニュースや天気予報においても聴覚障害者へ配慮しているところ。 今後とも、必要に応じ、放送各社へ聴覚障害に配慮した情報伝達に努めるよう働きかけてまいります。
14	NPO法人自立生活支援センター富山	P24	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P24「4住みよい生活環境の整備」 障害福祉サービスを利用しなくても障害がある方が生活できるまちづくりが必要。(例えば市内電車の沿線に公営住宅をつくり、その中に福祉サービス事業所やグループホームを作るなど)	無	障害のある人にとって暮らしやすいよう施設のバリアフリー化を推進するほか、住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域生活支援拠点の整備など障害福祉サービスの充実に努めます。
15	富山県重症心身障害児(者)を守る会	P26	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P26「3(4)ユニバーサルデザインの普及」 公共施設・公園等の多目的トイレをユニバーサルシートの設置を要望します。高速道路のサービスエリア等にも設置が進んでいます。今後、富山県内の公共施設、公園のトイレを設置及び改修の際には、ユニバーサルデザイントイレを設置されるよう要望します。又、商業施設等へもご指導のほどよろしくお願ひします。	無	施設の整備にあたっては、ユニバーサルシートの設置などユニバーサルデザインを導入に努め、また、改修にあっても、有効なスペースがあれば可能な限りユニバーサルデザインを広く導入に努めていきたいと考えております。
16	日本ALS協会富山県支部	P27	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P27「5(2)防災対策の推進」 呼吸器装着や胃瘻、痰吸引等の重篤な患者は移動も難しく、例え避難所へ行ったとしても医療的処置や電源等が必要なために避難所での生活は困難です。また、病院が遠い、道路状況等で病院への避難が困難な状況も考えられます。その時は自宅での避難を選択せざるを得なく大変不安です。そうなった時の支援策を教えてください。 1 避難所で生活できない重度障害者への在宅支援策を教えてください。	無	・人工呼吸器や胃瘻、痰吸引等の処置が必要な患者は、一般の避難所での生活が困難な場合が多く、自宅の安全が確保できている場合は自宅での避難生活、自宅の安全が確保できない場合は、適切な医療設備等の整った施設(医療機関等)への搬送・入院が想定される。後者の場合でも、入院調整がつくまでの間は自宅等で過ごすこととなる。 そのため、一般的な災害時の備蓄に加え、発災時に医療機器が途切れることなく使用できるよう、予備バッテリーや自家発電機、酸素ボンベ等の準備や緊急時の連絡先の確認など、平常時から関係者間(家族、支援者)で情報を共有しておくことが重要である。 県としては、医療情報連絡票の作成の呼びかけや指定難病医療費助成の受給者証発送時に「災害に備えましょう」のチラシを送付する等、今後も関係者への周知等、働きかけてまいります。
			2 避難所を経由しないと福祉避難所へ行けない、災害直後に福祉避難所が設置されない現状では、重度障害者の避難は大変危険です。どのような避難が良いかを示してください。	無	・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針において、個別避難計画を用いることにより、あらかじめ決めた避難支援等実施者が避難先への避難の支援を行うなど、避難の実効性を高めていくことが重要としており、県においても、より実効性を高めていくため、市町村に要支援者を対象とした避難訓練の実施等を働きかけてまいります。

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
			3 自然災害に加え、コロナ感染は現在も収束していません。現状では避難所への避難は感染リスクもあり考えられません。災害時に感染症が流行・拡大している場合、どのような感染対策をお考えでしょうか。		【避難所への避難について】 ・避難所における平常時からの感染症対策についての確認や要配慮者に配慮した多様な避難所の確保に努めることとしている。また可能な場合には親戚や友人宅への避難も可能であり、必ずしも避難所へ避難しなくてもよいこととなっている。引き続き、避難所以外の避難も可能である旨を周知してまいりたい。 ・富山県地域防災計画において、感染症対策の観点を取り入れた防災として、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。」としており、必ずしも避難所へ避難しなくてもよいこととなっている。引き続き、避難所以外の避難も可能である旨を周知していく。 【災害時における感染症の流行・拡大対策について】 ・富山県避難所運営マニュアル策定指針においても感染対策について「住民への周知」「避難所における感染症対策」「避難者の健康管理」「発熱者等の対応」等を記載しているため、適切に運営されるためのマニュアルの整備を、市町村・福祉避難所指定施設に働きかけてまいりたい。
17	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P27	I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P27「5(2)防災対策の推進」 聴覚障害者は避難指示などの情報が伝わりにくいので、メール、FAXなどで伝えられるシステムの構築、避難所ではサイネージなど、目で分かる掲示を行うこと。	無	・全ての市町村において登録制の緊急一斉メール等により災害情報を配信しており、聴覚障害者の速やかな情報収集手段の確保に努めている。 ・避難所での情報提供手段については、富山県避難所運営マニュアル策定指針において、サイネージや見えるラジオ等の活用に努めることとされており、その整備を市町村に働きかけてまいりたい。
18	NPO法人自立生活支援センター富山	P27	I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P27「5(2)防災対策の推進」 1 福祉避難所の多くは川の側が多く、近年の水害で使用できるのか。 2 福祉避難所まで誰がどのように連れていくか疑問。 3 障害当事者に防災意識をもってもらい、災害に備えて近所の方と関係づくりの働きかけが必要	無	1 現在県内では240施設の福祉避難所を確保しており、発災時には状況を確認したうえで市町村が福祉避難所を開設することになる。 2 富山県避難所運営マニュアル策定指針において、福祉避難所までの避難は、「家族、民生委員、地域住民、市町村職員」等が想定されている。 3 障害のある人に対する防災対策に関する知識の普及や社会福祉施設等における防災対策の促進、実効性のある防災訓練の実施への働きかけに努めます。
19	第2回協議会	P27	I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P27「5(2)防災対策の推進」 防災の関係で実際にどこに障害ある方がおられるか分からないことが心配、実際にどのような防災が必要か。	無	避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職や町内会、自治会など、地域の鍵となる人や団体と連携することが必要であると考え、市町村職員等に向けた研修会等を通じて市町村を支援してまいりたい。
20	第2回協議会	P27	I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P27「5(2)防災対策の推進」 障害のある方がどこにおられるか分からない。民生委員に情報提供する仕組みはないか。	無	市町村によっては要支援者の情報を本人の同意を得たうえで民生委員・児童委員に提供している。障害の有無に関する情報提供については、個人情報保護法とのバランスを考えながら検討する必要がある。
21	富山県知的障害者福祉協会	P31	II 質の高い保健・医療体制の充実 P31「1(2)①障害のある人に対する医療」 ・地域の医療機関で歯科診療を受けることが困難な障害のある人に対して、富山県歯科保健医療総合センターにおいて歯科診療を行います。 →現在、富山市に1か所しかないので、行動障害のある障害者が1時間程度の時間をかけて、受診することは困難であり、できれば、各圏域に1か所設置していただきたい。	無	富山県歯科保健医療総合センターでは、障害児・者の方々ができるだけ身近な歯科医療機関で受診でき、かつ必要に応じてより専門的な治療を紹介する、障害児・者歯科医療提供ネットワークを整備しており、各地域の歯科診療所が協力歯科医療機関として登録されています。 また、障害者の状況に応じた診療技術を有する歯科専門職の養成を実施しています。
22	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P32	II 質の高い保健・医療体制の充実 P32「1(3)リハビリテーション提供体制の充実」 こども支援センターをリハビリテーション医療の推進拠点とする前提条件として社会モデルを含む公正中立な情報提供を励行するよう療育プログラムを整える。所管部署はこれを監督し、障害者団体および特別支援学校は必要に応じて支援していく体制を構築する。	無	・障害福祉計画(案)P28のとおり、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。 ・また、特別支援学校では、個別的教育支援計画を活用し、医療・福祉・労働等の関係機関との連携体制の構築に努めております。引き続き、関係機関との連携強化に努めてまいります。
23	富山県精神保健福祉家族連合会	P33 P34	II 質の高い保健・医療体制の充実 P33「1(4)精神医療・医療施策の推進」 (1)精神障害の早期発見・早期治療を促進する。 ＜要望＞ 現状、訪問支援・訪問診療がほとんどない為、困っています。病識が無い場合や受診拒否などでは、家族で対応するのは難しい。訪問支援・訪問診療をする体制を整備していただきたい。 (2)精神科救急医療情報センターの維持・充実及び円滑な運用をする。 ＜要望＞ 現状、電話対応のみです。24時間、365日 訪問支援・訪問診療する体制をとっていただきたい。 理由は、以下の2点 ①救急の場合、受診拒否や病識が無い場合などで、家族が対応するのは難しい。 ②家族がおかしいと感じたとき、早期に専門家の訪問支援する体制が必要。(早期に訪問し、対話型支援が必要です) (3)精神科救急情報センターの円滑な運営をはかる。 ○専門家による訪問支援が必要です。対応が家族任せでは問題は解決しません。	無	(1)33～34ページに、相談支援体制の充実や、精神科救急医療体制の維持・充実、精神科救急情報センターの24時間体制の運用、ピア・フレンズ派遣事業、多職種チームによる訪問支援等による支援体制整備について記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。 (2)及び(3) 34ページに、精神科救急医療体制の維持・充実や、精神科救急情報センターの24時間体制の運用について記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
			<p>(4)ピアフレンズ派遣事業 現状、研修会での講演が主体です。正式に雇用し、多職種チームの一員として活躍する体制が必要です。 <要望>雇用契約を結び、ピアスタッフとして、訪問支援・訪問診療に加わるようにしていただきたい。</p> <p>(5)多職種チームによる訪問支援による支援体制を整備する。 現状、ほとんど行われていません。早期にチームを編成し、実施していただきたい。 訪問支援・訪問診療が適正に行われていないので、医療保護入院が多い状況です。 医療保護入院が2/3、任意入院は1/3です。 医療保護入院を現在の1/10以下にする体制が必要です。 (WHO及び国連人権高等弁務官事務所よりの指摘です) <要望> (ア) ①②③で、対象者ごとに、チームとして訪問支援する体制をとっていただきたい。 ①早期介入チーム②慢性期対応チーム③重度者対応チーム (イ) 医療保護入院に関する指標を明示してください。 注1)現状は、富山県こころの健康センターの1チームのみです。 注2)訪問支援する対象者は、当事者とその家族が必要です。</p>		<p>(4)35ページや37ページに、ピア・フレンズやピアサポーターによる相談活動の充実について記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。</p> <p>(5)33～34ページに、相談支援体制の充実や、ピア・フレンズ派遣事業、多職種チームによる訪問支援等による支援体制整備について記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。 なお、精神科病院における入院(任意入院ではない場合)は、それぞれの事情に応じ、法律に基づいて適正に行われることが重要であり、数値目標を設定して誘導するべきものではないと考えます。</p>
24	NPO法人自立生活支援センター富山	P36	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P36「1(1)自己決定の尊重及び意思決定の支援」</p> <p><意思表明支援と意思表明権> 知的障害がある方の金銭管理は本人よりも親権者の意向が優先される傾向にあるが、本人と親権者の意向が異なった場合は第三者委員や行政、相談員などの支援が必要</p>	無	<p>成年後見制度利用促進研修会(R5.10.17開催)では、本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援をテーマの一つとして研修を行った。引き続き、意思決定支援研修の実施に努めてまいります。</p>
25	NPO法人自立生活支援センター富山	P36	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P36「1(2)①身近な相談支援の充実」</p> <p>自立支援協議会に障害当事者が参加できる障害者部会の設置が必要</p>	無	<p>富山県障害者施策推進協議会は、富山県自立支援協議会を兼ねており、障害当事者の方や障害者団体の代表の方々にも参加いただいております。なお、地域自立支援協議会については、各地域ごとに設置されており地域の判断で当事者部会を設置することができます。</p>
26	NPO法人自立生活支援センター富山	P36 P44	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P36「1(1)自己決定の尊重及び意思決定の支援」 P44「3(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」</p> <p><8050・7040問題について> 1 親亡き後に施設やグループホームでは定着できず生活拠点を転々とする方がいるがそのような方の支援が必要 2 金銭面でも支援が必要(後見制度や日常生活自立支援を利用) 3 親と子の精神的分離や金銭的なことは子どもの頃から準備が必要</p>	無	<p>1については「計画修正ありのNo21」で次のとおり回答 No21 P40「②在宅サービスの充実」に次の3つの施策を追記 1 親亡き後の地域の受け皿となる障害福祉サービスの充実 2 高齢者支援のヘルパーやケアマネとの連携 3 障害者支援施設との連携</p> <p>2 成年後見制度については、市町村において、申立て費用助成や報酬助成を行っており、日常生活自立支援事業については、生活保護を受給されている方は利用料が免除となっている。助成制度について積極的な周知に努めてまいります。</p> <p>3 親亡き後に備えて、県では県心身障害者扶養共済制度などの周知に努めている。</p>
27	富山県精神保健福祉家族連合会	P37	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P37「1(2)①身近な相談支援体制の充実」</p> <p>・ピアサポーターの育成 研修会の講演者等ではなく、しっかりとした研修を行い、雇用し、多職種チームの一員として活躍できるようにしていただきたい。</p>	無	<p>37ページに、ピアサポーターによる相談活動の充実について記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。</p>
28	第1回協議会	P41	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)④障害のある人の家族への支援」</p> <p>家族支援に関する指標を明示していただきたい。</p>	無	<p>・家族支援に関する指標としては障害福祉計画のうち親のピアサポートやペアレントメンターの養成等で、計画的に目標達成に向け取り組むこととしている。</p> <p>・ヤングケアラーに関しては、今年度、関係機関による支援ネットワーク会議を設置し、関係機関職員に対する研修を開催するなど、支援に向けた取り組みを始めたところであり、適切な指標については、今後の検討課題であると考えている。</p>
29	第2回協議会	P41	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)④障害のある人の家族への支援」</p> <p>身近な病院で医療的ケア児のレスパイトができるようにしてほしい(ヤングケアラーの問題解決にもつながる)</p>	無	<p>P41に次のとおり記載しております。</p> <p>・【新】医療的ケア児に関する短期入所サービスやレスパイトについて、県リハビリテーション病院・こども支援センターや国立病院機構富山病院などの医療機関で入院対応ができるよう病院機能の充実を図ります。</p>
30	富山県重症心身障害児(者)を守る会	P41	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)④障害のある人の家族への支援」</p> <p>短期入所サービスは、在宅重症心身障害児者が日常生活を営む上で極めて重要なものと位置づけられています。在宅生活者の介護者の病気等、不安を解消するための対策としていつでも利用できるベッド数の確保が必要です。受け入れ施設及びベッド数の増加することを要望します。</p>	無	<p>・障害のある人の家族への支援の観点も含め、短期入所サービスやレスパイトサービス事業の充実を努めます。</p>
31	富山県精神保健福祉家族連合会	P41	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)④障害のある人の家族への支援」</p> <p>精神障害者への訪問支援は、当事者に加え、家族支援が必須です。(イギリスのメリデン版訪問家族支援等) メリデン版訪問家族支援は、京都府が取り組んでいます。</p>	無	<p>P33、P37、P41ページに、家族への支援について記載しています。</p>

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
32	日本ALS協会富山県支部	P41	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)④障害のある人の家族への支援」 <訪問入浴について> 訪問入浴の事業所が減ってきていることが大きな不安になっており、在宅療養の質や維持がより一層厳しく感じます。県の支援施策をお願いします。	無	・市町村地域生活支援事業における訪問入浴サービス実施体制の充実に向けて、機会を捉えて市町村に働きかけます。
33	富山県知的障害者福祉協会	P41 P42	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P41「2(1)⑤福祉機器・各種障害関係制度の普及促進等」 ・福祉用具(レンタルベッド他)の充実 ・情報コミュニケーション支援の充実 について、記述していただきたい。	無	・市町村地域生活支援事業における日常生活用具給付の充実に向けて、機会を捉えて市町村に働きかけます。
34	日本ALS協会富山県支部	P43	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P43「2(2)③難病」 <在宅レスパイト事業について> 在宅レスパイト事業の早期運用をお願いします。また、対象を人工呼吸器患者のみでなく胃瘻や医療依存度の高い患者にも拡大してください。	無	実施について、いただいたご意見等をもとに引き続き検討してまいります。また、対象者の拡大については、同様に国へも働きかけてまいります。
35	日本ALS協会富山県支部	P43	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P43「2(2)③難病」 <喀痰吸引について> 介護職員においての喀痰吸引の研修は県の補助もありますが、取得しても実際には訪問介護で喀痰吸引ができる事業所が少ないことが現状です。各事業所が喀痰吸引を実施できない理由など明確にいただき、喀痰吸引のできる事業所が増える援助をお願いします。	無	富山県内で登録特定行為事業者に登録している事業所のうち、訪問介護は25事業所(R5.4.1現在)であり、県内の事業所252件(R5.4.1現在)の約1割となっています。事業所の登録が増えるよう制度の周知を図ってまいります。
36	NPO法人自立生活支援センター富山	P46	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P46「4(1)②苦情解決機能の充実」 <苦情処理について> ①苦情処理に関しての苦情処理適正委員会と行政の役割が分からない。 ②苦情処理について第三者委員の役割や解決の仕方を研修すべき ③グループホームの家賃等の苦情の適正は誰が判断するのか。	無	苦情処理体制の整備についての基本的な考え方については、まず、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成29年3月7日付け厚生労働省社会・援護局長ほか通知)を確認ください。 そのうえでご質問に以下のとおり回答します。 ①自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業経営者の重要な責務であり、このような認識に立てば苦情への適切な対応は自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など福祉サービスの質の向上に寄与するものです。こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を営む者の社会的信頼性の向上にもつながり、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適性性の確保を図ることが重要です。このように苦情処理体制の整備については事業者「自らが」整備するものであり、行政とはまったく役割が異なります。 ②上記通知をご確認いただきたいのですが、第三者委員の要件には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること、世間からの信頼性を有する者であることとされており、例示では評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などの専門家があげられています。こういった方々から自身の役割や解決方法の研修を開催してほしいという要望はこれまで聞いたことがありませんが、必要性を踏まえ検討します。 ③苦情解決の手順も上記の通知に記載があるのでご確認ください。
37	第2回協議会	P47	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P47「4(2)①障害福祉人材の養成確保」 ケアマネ研修について、障害の知識のある方が少ないが、十分な時間が取れず資格をとることが難しい、時間帯を考慮してほしい。	無	介護支援専門員の研修の質の確保を図るとともに、e-ラーニングの導入による受講者の負担軽減について検討してまいります。
38	第2回協議会	P48	Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 P48「4(2)③エ処遇・職場環境の改善等による職場定着(離職防止)支援」 病院での看護師の負担軽減のための介護ロボット導入の支援制度はないか。	無	現在のところ、医療機関に対する補助制度はありません。
39	NPO法人自立生活支援センター富山	P49	Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P49「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 金銭教育について障害のある方も普通学校と同様に教育プログラムを考えてほしい(親亡き後の備えとして)	無	・特別支援学校(視、聴、肢、病)の教育課程は、小・中・高等学校の教育課程に準じており、金銭教育や消費者教育についても小・中・高等学校等と同様に各教科において取り扱っております。 ・特別支援学校(知)においても、小・中・高等学校の各教科と同様の教科において内容を取り扱うこととされております。なお、消費者庁から高等部向けの教材が作成されており、活用するよう働きかけてまいります。
40	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P50	Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P50「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 言語聴覚士等の専門家を活用した研修を強化することに加え、言語聴覚士等の専門家を必要とする特別支援学校へ配置して指導体制を強化することも計画に盛り込むこと。	無	・特別支援教育は、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことを目的としています。言語聴覚士等の専門家を活用した研修は、幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するため、また幼児児童生徒が言語聴覚療法等を利用している関係機関との連携のために実施しております。引き続き、障害のある幼児児童生徒によりよい教育を提供するため、関係機関と連携してまいります。 ・なお、教員採用選考検査においては、特別選考の枠を設け、特別支援学校教諭の特定資格として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を設定し、専門的な資格を有する教員の確保に努めております。

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
41	富山県知的障害者福祉協会	P51	IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P51「1(3)①就学前からの支援体制の充実」 →児童福祉法改正に伴い、市町村にあらたに設置が求められる「こども家庭相談センター」と連携を図りながら、子育て短期支援事業や一時預かり事業を通しての地域における障害のある子どもの子育てをサポートする体制の整備について記述していただきたい。	無	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有し市町村が設置する「こども家庭センター」と連携しながら、地域において障害のある子どもが必要な支援を受けられるよう体制を整備に努めます。
42	第2回協議会	P53	IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P53「2(1)②雇用の促進」 障害者雇用について製造業など決まった業種の受入れが多く、あまり受入れが進んでいない業種職種の取り組みが進むことで、他の就労系の事業所A型やB型から移行が進み、従来就労系の事業所のサービスを利用できなかった方が利用できるようになるのではないかと。	無	民間コーディネーターの企業への派遣による個別支援や障害者雇用セミナーの実施等により、引き続き幅広い業種・職種での障害者雇用について周知・啓発に努めます。
43	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P56	IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P56「3(1)スポーツ活動の振興」 「パラスポーツ指導員や障害者スポーツ審判員を養成する・・・」の記載があるところ 2025年11月に東京都他で開催される「東京デフリンピック2025」を見据えて、手話がわかり、聴覚障害の特性を理解しているデフスポーツ指導員、障害者スポーツ審判、またデフアスリートの育成についても記載して欲しい。	無	スポーツ庁では「障害者スポーツ」の中に、デフスポーツも含めて位置づけている。本県においても同様の考え方であり、このため表記修正は無い。 県では、初級パラスポーツ指導員養成講習会において、(公財)日本パラスポーツ協会認定カリキュラムに基づく内容で講義・研修を行っており、聴覚障害の分野もその内容に含まれている。また、障害者スポーツ審判員については、有資格者等を中央研修会や全国障害者スポーツ大会等に派遣して高度な知識や技能の習得を図っている。加えて、デフアスリートの育成については、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣等の奨励、世界水準の選手には国際的なスポーツ大会への参加を支援している。 県としては、引き続き、スポーツ指導者、審判員、アスリートの育成など障害者スポーツの振興に取り組んでいく。
44	NPO法人自立生活支援センター富山	P59	第3編 P59「2(3)行政の役割」 障害者の側からの提案を聞くための懇談会を開催してほしい	無	毎年、障害者団体へ次年度の予算要求に関する説明会を開催し、ご意見、ご要望を承り、意見交換をしております。また施策に関するご意見ご要望は随時お受けいたします。